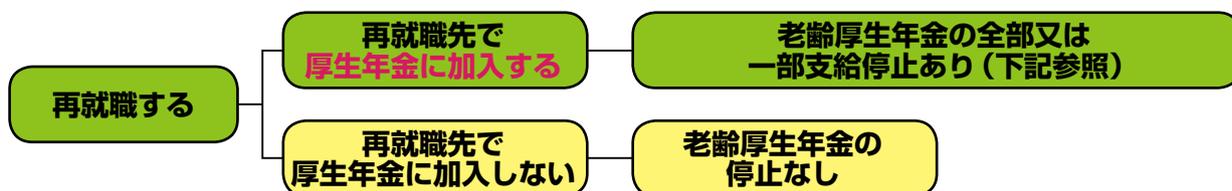


在職中の年金の支給停止について

お問い合わせ ☎
年金班 043-223-4116

老齢厚生(退職共済)年金受給権者が、フルタイム再任用や、再就職して厚生年金に加入しているときは、賃金等の額により年金の全部又は一部が支給停止となります。(停止となった分は退職後も遡って支給はされません。)



65歳未満	(賃金+過去1年間のボーナス÷12+年金月額)が28万円※1を超えた場合、 超えた額の1/2の年金が支給停止。
65歳以上	(賃金+過去1年間のボーナス÷12+年金月額)が47万円※1を超えた場合、 超えた額の1/2の年金が支給停止。

- ・賃金は給与と各種手当(通勤、住居など)の合計金額(標準報酬月額)
- ・年金月額は老齢厚生年金の年金額(経過的職域加算額※2、加給年金額を除く)÷12となります。
※1…28万円、47万円は改定される場合があります。
※2…共済組合員として在職中の場合、経過的職域加算額は全額停止になります。

64歳でフルタイム再任用(共済組合員)の場合

賃金(標準報酬月額)	過去1年間のボーナス÷12	年金月額
30万円	6万円	10万円

計算式：(30万円+6万円+10万円)=46万円 ← 28万円を超えているので
(46万円-28万円)×1/2=9万円(停止額)

よって、実際に受け取る年金の月額は1万円となります。

年度内にご活用ください 令和元年度メンタルヘルス出前講座

お問い合わせ ☎
厚生班 043-223-4121

公立学校共済組合千葉支部では、各所属所に臨床心理士等の講師を派遣し、ストレスに対する対処法やメンタルヘルスに対する全般的な理解向上を目的とした出前講座「メンタルヘルス出前講座」を実施しています。年度当初の通知では6月いっぱい募集期限としていましたが、引き続き、随時開催日程について調整を行っていますので、ぜひご活用ください。

利用方法

「メンタルヘルス出前講座」利用申請書 を千葉支部厚生班あて郵送にて提出してください(既に配付している文書をご覧ください)。千葉支部厚生班あてお問合せください。